

第 27 号議案

神戸市長選挙における記号式投票に関する条例の件

神戸市長選挙における記号式投票に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長選挙における記号式投票に関する条例

神戸市長選挙の投票については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 47 条、第 48 条の 2 及び第 49 条の規定による投票を除き、同法第 46 条の 2 第 1 項に規定する記号式投票の方法によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

理 由

神戸市長選挙において記号式投票を採用するに当たり、条例を制定する必要があるため。